

## 公共施設の在り方調査特別委員会の設置

地方自治法第109条第1項並びに寢屋川市議会委員会条例第6条第1項及び第2項の規定に基づき、下記のとおり特別委員会を設置する。

令和元年6月19日提出

寢屋川市議会議員

板 東 敬 治

岡 由 美

奥 大 輔

太 田 徹

### 記

- 1 名 称 公共施設の在り方調査特別委員会
- 2 目 的 今後の公共施設の在り方に関する調査
- 3 委員の定数 10人
- 4 設置期間 調査の終了までとし、閉会中も継続して調査を行う。